

# 平成31年度神戸大学法学部 外国人特別学生（私費）募集要項

## 1. 出願資格

次の各号のすべてに該当する外国人学生

(1) 次の①～③のいずれかに該当する者

①外国において学校教育における12年の課程を修了した者（平成31年3月31日までに修了見込みの者を含む）

②①に準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

③本学部において、①と同等以上の学力があると認められた者

(2) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する「平成30年度日本留学試験（出題言語：日本語）」において、日本語（読解，聴解・聴読解）240点以上，かつ，総合科目及び数学（コース1又はコース2）の合計点240点以上の成績の者

## 2. 出願期間

平成31年1月28日(月)～平成31年2月6日(水)17時(必着)

出願書類の受付は，郵送によるもののみとし，直接持参しても受理しません。

## 3. 出願手続

次の書類を本学部所定の封筒に入れ，日本国内からは書留速達で，外国からは国際スピード便(EMS)等の航空便速達で郵送してください。

なお，検定料はいかなる理由があっても返還しません。

提出書類	備 考
(1) 入学願書・履歴書	本学部所定用紙
(2) 受験票・整理票	本学部所定用紙
(3) 出身学校成績証明書	
(4) 出身学校卒業（見込）証明書	
(5) 日本留学試験成績通知書の写し	平成30年度日本留学試験の成績通知書の写しを提出してください。
(6) 市区町村発行の「住民票の写し」	<p>【日本国内在住者】 志願者本人の国籍・在留資格・在留期間が明記されているもの。 ※「住民票の写し」は市区町村窓口で交付された原本を提出してください。</p> <p>【海外在住者】 パスポートの表紙及び写真・氏名・国籍・生年月日が記載されたページの写しを提出してください。</p>
(7) 写 真	3ヶ月以内に撮影したものを受験票，整理票及び願書の所定の欄に貼ってください。（上半身，脱帽，正面，縦4cm×横3cm）
(8) 検 定 料	<p>17,000円（日本円）</p> <p>【日本国内から出願する場合】 最寄りの郵便局で，所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙にて検定料17,000円を納付し(手数料は別途負担)，振替払込受付証明書を願書に貼ってください。</p> <p>【海外の金融機関から送金する場合】 必ず日本円で検定料17,000円を下記金融機関に送金してください。下記金融機関のうち、経由銀行の少ない方をお選びください。海外の金融機関で必要な送金手数料は振込人負担となります。送金手数料以外の手数料（円為替手数料など）は神戸大学が負担します。海外送金小切手は不可です。 外国送金依頼書の写しを，入学願書に添付してください。</p>

	<p>(Bank name:Sumitomo Mitsui Banking Corporation, Bank code:0009, Swift Code:SMBCJPJT, Branch:Rokko, Branch Code:421, Account No.:4142727, Recipient:Kobe University, Bank name:MUFU Bank, Ltd., Bank code:0005, Swift Code:BOTKJPJT, Branch:Kobe-chuo, Branch Code:453, Account No.:1164161, Recipient:Kobe University)</p> <p>可能であれば自国の外国送金依頼書の備考欄に以下の情報も記入して送金してください。(送金目的:検定料, その他の伝言:F35 Name (氏名の前に「F35」を記入してください。)) なお, 送金する場合は, 事前に「送金者氏名」, 「送金日」, 「送金銀行」をメールでお知らせください。</p>
(9) 受験票送付用封筒	<p>【日本国内在住者】 本学部所定封筒に出願者の住所, 氏名, 郵便番号を記入し郵便切手 362 円を貼ってください。</p> <p>【海外在住者】 海外への送付を希望する場合は, EMS を利用しますので, EMS ラベルの記載事項(出願者氏名, 住所, 郵便番号, 電話番号, FAX 番号)を英語表記で記入したメモを同封の上, 下記料金相当の日本の郵便切手又は国際返信切手券(1枚 = 130 円)を提出してください。 (アジア 1,400 円, オセアニア・北米・中米・中近東 2,000 円, ヨーロッパ 2,200 円, 南米・アフリカ 2,400 円)</p>
(10) あて名ラベル	<p>【日本国内在住者のみ】 本学部所定用紙(住所, 氏名, 郵便番号を記入したもの)</p>

#### 4. 選考方法

日本語能力を試す作文と面接, 成績証明書及び日本留学試験成績を総合して選考を行います。  
なお, 志願者数が多数の場合には, 面接試験の前に, 提出書類, 日本語能力を試す作文試験結果を総合して第一次選考を行う場合があります。詳細については, 受験者心得においてお知らせいたします。

#### 5. 試験日時

平成31年2月26日(火) (詳しくは受付後送付の受験者心得を参照してください。)

#### 6. 試験場

神戸大学法学部学舎(神戸市灘区六甲台町2-1)  
阪神御影駅, JR六甲道駅又は阪急六甲駅下車後, 神戸市バス36系統「鶴甲団地」行に乗車, 神大正門前下車。※詳細は受験票送付時に案内します。

#### 7. 合格者発表

平成31年3月8日(金)午前10時 本館前(第一学舎前)

#### 8. 大学納付金

区分	金額
入学料	282,000円(平成30年度実績)
授業料	前期分 267,900円(平成30年度実績)
	後期分 267,900円(平成30年度実績)
	年額
	535,800円(平成30年度実績)

(1) 入学料等の納付方法等については, 合格者宛に送付する「入学試験合格者へのお知らせ」や入学手続き時に配付する「新入生の手引き」等をご覧ください。

- (2) 納付した入学料は、いかなる理由があっても返還できません。
- (3) 在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

## 9. 個人情報 の 取 扱 い

- (1) 本学が保有する個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜（出願処理，選抜実施），合格発表，入学手続業務及び今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用します。
- (3) 出願にあたってお知らせいただいた個人情報は、入学者についてのみ入学後の学生支援関係（健康管理，授業料免除及び奨学金申請等），修学指導等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。

## 10. 留 意 事 項

- (1) 出願書類等に不備がある場合には受理しないことがあるので注意してください。
- (2) 一度受理した出願書類等の返却及び記入事項の変更は認めません。  
但し、連絡先に変更があれば、速やかに法学研究科学部・大学院教務係へ申し出てください。

## 11. 入 試 情 報 の 開 示

受験者本人から開示請求があれば、当該個人の試験成績（筆答試験の総合点及び順位）を郵送します。

希望者は、受験票のコピー及び郵送に必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、2019年5月1日～5月31日（消印有効）の間に、法学研究科学部・大学院教務係宛に郵便で請求してください。

その場合、日本国内在住者には簡易書留にて郵送しますので、392円分の切手を長形3号封筒（120mm×235mm）に貼付し、受験者本人の氏名，住所，郵便番号を明記したものを同封してください。海外在住者にはEMSにて郵送しますので、EMSラベルの記載事項（受験者本人の氏名，住所，郵便番号，電話番号，FAX番号）を英語表記で記入したメモと角形2号封筒（240mm×332mm），下記料金相当の日本の郵便切手又は国際返信切手券（1枚＝130円）を同封してください。（アジア 1,400円，オセアニア・北米・中米・中近東 2,000円，ヨーロッパ 2,200円，南米・アフリカ 2,400円）

6月以降準備が出来次第発送します。

参考 過去3年間の志願者数，受験者数，合格者数及び入学者数

内訳 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
志願者数	27	30	27
受験者数	25	26	25
合格者数	4	3	4
入学者数	3	3	3

平成30年11月

神戸大学法学部  
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1  
TEL (078)803-7234 (法学部教務係)  
FAX (078)803-7292  
E-mail : law-kyomu-gakubu@office.kobe-u.ac.jp

## 《 麻しん（はしか）、風しんの感染予防措置 》

### 麻しん、風しんのワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん、風しんの流行を防止するため、全ての新生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しんと風しんのワクチン接種を、満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類
- ② 過去5年以内（平成26年4月以降）に麻しんと風しんのワクチン接種を、それぞれについて1回ずつ受けたことを証明する書類
- ③ 過去5年以内（平成26年4月以降）に受けた麻しんと風しんの抗体検査の結果が、「麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価（下表を参照）を有していること」を証明する書類

- \* ①、②のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。
- \* ①、②では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。医療機関等から発行される証明書その他、平成20年4月1日から平成25年3月31日まで実施されたMRワクチンの第3期予防接種（中学校1年生に相当する年齢時）や第4期予防接種（高校3年生に相当する年齢時）に伴う「予防接種済証」でもかまいません。  
第3期・第4期予防接種の「予防接種済証」は①の1回分として使用できます。
- \* 母子手帳も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①、②の書類として使用できます。既往歴（かかったことがある旨の記載）のみで、診断根拠として確実な検査結果などが記載されていない場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて①か②を提出してください。
- \* ③では、下表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要とされています。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①か②を提出してください。
- \* ①、②、③の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては①、風しんについては③を提出してもかまいません。
- \* 麻しん、風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。
- \* 上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限：新生健康診断実施日

提出先：保健管理センター

### 麻しんと風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻しん	IgG－EIA 法	8.0 以上の陽性	3つの測定方法のうち、いずれかで陽性
	PA 法	128 倍以上の陽性	
	NT 法	4 倍以上の陽性	
風しん	HI 法	32 倍以上の陽性	2つの測定方法のうち、いずれかで陽性（HI 法を推奨）
	IgG－EIA 法	8.0 以上の陽性	

血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。

- \* 医療機関を受診する際には、必要なワクチン接種や抗体検査を受けることができるか、予め確認してください。また、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください(特に、抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認してください)。

この感染予防措置に関する問い合わせは

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

神戸大学学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

## 入学料免除及び徴収猶予並びに授業料免除について

平成31年度の入学料免除及び徴収猶予並びに授業料免除の内容については、現在、検討中です。免除等の内容、申請方法等の詳細が決まり次第、神戸大学ホームページ「教育・学生生活」→「経済支援」→「授業料・入学料免除などの制度」に掲載します。

(URL : <http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/finaid/index.html>)

掲載内容について、不明な点等がある場合は、下の問い合わせ先に照会してください。

入学料免除及び徴収猶予並びに授業料免除に関する問い合わせ先  
神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ  
〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1  
TEL 078-803-5431

### [参 考]

平成30年度の入学料免除及び徴収猶予並びに授業料免除の内容は、次のとおりとなっています。

#### ① 入学料免除について

次のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考の上、入学料の全額又は半額が免除されることがあります。

1) 入学前1年以内に、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

2) その他、1)に準ずる場合で本学が相当と認める事由がある場合

(注1) 2)その他、1)に準ずる場合で本学が相当と認める事由がある場合とは、次のいずれかに該当する場合です。

1. 入学前1年以内において、学資負担者が、次のいずれかに該当し、かつ、収入が減少し、若しくは損害を受けた場合とする。

イ) 不慮の事故又は急患の場合

ロ) 倒産又は失職の場合

ハ) 行方不明の場合

2. 生活保護世帯である場合、又は次のいずれかに該当し、かつ、経済的困窮度が高く、入学料の納付が著しく困難と認められる場合

イ) 学資負担者が失職し、申請時において未就職の場合

ロ) 学資負担者が申請時において長期療養中の場合

ハ) 孤児で他からの援助がない場合

ニ) その他上記のいずれかに準ずると認められる場合

3. 大規模自然災害として学長が認めた災害で、学資負担者が、被災し収入が減少し、若しくは損害を受けた場合

(注2) ただし、入学料を納付した者は、入学料免除の対象となりません。

また、半額免除許可又は免除不許可になった場合は、必ず決められた期間内に入学料を納付しなければなりません。

#### ② 入学料徴収猶予について

次のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考の上、入学料の徴収を猶予されることがあります。

1) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

2) 入学前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が困難であると認められる場合

3) その他やむを得ない事情により納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(注) ただし、徴収猶予が許可になった場合でも、必ず決められた期間内に入学料を納付しなければ

なりません。

③ 授業料免除について

次のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。

- 1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 2) 入学前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
- 3) その他、2)に準ずる場合で本学が相当と認める事由がある場合

(注) ただし、既に授業料を納付した者は、当該学期分の授業料免除の対象となりません。